

揭示文書一覽(市長分)

令和7年10月6日

種別	番号	題 名	主 管 課
条例	53	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事課
条例	54	姫路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	人事課
条例	55	姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人事課
条例	56	姫路市印鑑条例の一部を改正する条例	住民窓口センター
条例	57	姫路市手話言語条例の一部を改正する条例	障害福祉課
条例	58	姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正する条例	地域医療課
条例	59	姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	介護保険課
条例	60	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例	住宅課
条例	61	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	経営管理課
条例	62	姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	消防局総務課
条例	63	姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会総務課
条例	64	姫路市立学校条例の一部を改正する条例	教育企画室
条例	65	姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例	水産漁港課
条例	66	姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例を廃止する条例	北部農林事務所
規則	48	姫路市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
規則	49	姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
規則	50	姫路市立遊漁センター条例施行規則を廃止する規則	水産漁港課
規則	51	姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例施行規則を廃止する規則	北部農林事務所
告示	502	放置自転車等の移送及び保管について	道路総務課
告示	503	指定障害福祉サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	504	指定地域生活支援サービス事業者の指定について	監査指導課
告示	505	指定障害福祉サービス事業者の廃止について	監査指導課
告示	506	指定地域生活支援サービス事業者の廃止について	監査指導課
公告	573	一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて	建築指導課
公告	574	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について	建築指導課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市条例第 53 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和 28 年姫路市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（旅費の種目及び額）」に改め、同条第 1 項中「種類」を「種目及び額」に、「鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする」を「姫路市職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年姫路市条例第 24 号）に定める職員以外の者に支給する旅費の例による」に改め、同条第 2 項から第 5 項までを削る。

第 4 条及び第 5 条を削り、第 6 条を第 4 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

姫路市条例第 54 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年姫路市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市職員等（他の法令等に特別の定めがある場合を除く。）」を「特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第 16 条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改め、同条を第 27 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（旅費の返納）

第 26 条 支出命令者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第 14 条から第 15 条の 2 までを削る。

第 13 条の見出しを「（旅費の特例）」に改め、同条中「同法」を削り、「においては、前職相当の旅費定額の範囲内において旅費を支給することができる」を「において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により

支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対して、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする」に改め、同条を第25条とする。

第12条を削る。

第11条第1項中「市の交通用具を使用して旅行した」を「出張命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、「事情」の次に「により」を加え、「性質により、」を「性質上」に改め、「（これに相当するものを含む。以下この条において同じ。）」を削り、「、著しく」を「不当に」に改め、「で規則で定めるとき」及び「規則で定めるところにより」を削り、同条第2項中「この」を「出張命令権者は、旅行者がこの」に改め、「と市長が認める」を削り、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例に準じて市長が」を「市長に協議して」に改め、同条を第24条とし、同条の前に次の10条を加える。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（赴任のための旅費）

第16条 新たに採用された者又は転任を命ぜられた者が赴任する場合で、市長が特に必要と認めるときは、その者に対し、転居費、着後滞在費及び家族移転費を支給することができる。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実

態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（外国旅行の旅費）

第20条 第6条、第7条、第9条から前条まで及び第23条の規定にかかわらず、本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行に対して支給する旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例に準じて市長が定める。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定

する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 出張命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条及び第17条から第19条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第8条から第10条までを削る。

第7条の見出しを「（宿泊費）」に改め、同条第1項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「夜数に応じ、別表に定める1夜当りの定額により支給する」を「宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び別表に定める旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第7条第2項及び第3項を削り、同条を第13条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「（その他の交通費）」に改め、同条本文中「車賃」を「その他の交通費」に、「陸路（鉄道を除く。以下同じ。）の旅行について、路程に応じ、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等の交通機関の運賃により支給する」を「鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第5条を第12条とする。

第4条の2第1項中「航空旅行について、路程に応じ、その搭乗に要する旅客運賃により支給する」を「航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第4条の2第2項中「前項に規定する航空賃は、規則で定める場合で公務上必要な場合に限り支給するもの」を「前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額」に改め、同条を第11条とする。

第4条第1項中「水路旅行について、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金により支給する」を「船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同項第1号中「運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の」を削り、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った」を削り、同号を同項第2号とし、同項に次の2号を加える。

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第4条第2項中「又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内において市長が定める等級の運賃による」を「に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする」に改め、同条を第10条とする。

第3条第1項中「鉄道旅行について、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金を支給する」を「鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に

掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。
。)の額の合計額とする」に改め、同項第1号中「その乗車に要する」を削り、同項第2号中「急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、」を削り、同項第3号中「座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 寝台料金

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第3条第3項及び第4項を削り、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目並びに第9条から第15条まで及び第17条から第19条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出命令をする支出命令者（以下この条及び第26条において「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受ける

ことができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支払う旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第2条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- (5) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下この号及び次項並びに第21条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するために旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により出張命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払

を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(出張命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼(以下この条及び次条において「出張命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 出張命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 出張依頼

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 出張命令権者は、出張命令等を発し、又はその変更をするには、出張命令書又は出張依頼書(以下この条において「出張命令書等」という。)に定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、出張命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により出張命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに出張命令書等に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(出張命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等(前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による出張命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、出張命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による出張命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、出張命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

別表中「第6条―第8条」を「第13条」に改め、

「

日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
3,000円	14,800円	3,000円
2,600円	13,100円	2,600円

を削る。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の姫路市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

姫路市条例第 55 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年姫路市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 第 1 項中「除く」の次に「。次項において同じ」を、「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 2 項中「1 日につき 2 時間（短時間勤務職員については、当該短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間）を超えない」を「、規則で定める 1 年の期間ごとに、規則で定めるところにより職員が申出をした次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1 日につき 2 時間（短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間）を超えない範囲内

(2) 1 年につき規則で定める時間を超えない範囲内

附 則

この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

姫路市条例第 56 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市印鑑条例の一部を改正する条例

姫路市印鑑条例（昭和 45 年姫路市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「の各号」を削り、「登録」の次に「（第 20 条を除き、以下「印鑑登録」という。）」を加える。

第 5 条の見出し中「印鑑の登録」を「印鑑登録」に改める。

第 7 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 5 号中「印鑑の登録」を「印鑑登録」に改める。

第 8 条第 1 項中「印鑑の登録」を「印鑑登録」に改める。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 2 印鑑登録者であって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けているもの（成年被後見人を除く。）が電子情報処理組織（姫路市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 17 年姫路市条例第 76 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して個人番号カードに記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）を併せて送信する方法により、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、印鑑登録証を添えることを要しない。

第 11 条中「印鑑の登録」を「印鑑登録」に改める。

第 14 条第 4 項中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）」を削り、「第１項本文の」の次に「規定による」を加え、同項第２号中「姫路市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１７年姫路市条例第７６号）第３条第１項に規定する」及び「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第３条第１項に規定する署名用電子証明書をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第２条第２項の改正規定、第５条の見出しの改正規定、第７条第１項及び同項第５号、第８条第１項並びに第１１条の改正規定並びに第１４条第４項の改正規定（「第１項本文の」の次に「規定による」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

姫路市条例第 57 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市手話言語条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市手話言語条例の一部を改正する条例

姫路市手話言語条例（平成 28 年姫路市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第 2 項中「コミュニケーション」を「コミュニケーション」に改め、第 3 項中「さらに、」を削り、「施行されました」を「施行され、令和 6 年 4 月からは、事業者による合理的配慮の提供が義務付けられました。また、令和 7 年 6 月には、他の関係法律による施策と相まって手話に関する施策を総合的に推進することを目的に、手話に関する施策の推進に関する法律が施行されました。これらの法整備により、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現がより強く推進されるようになりました」に改める。

第 2 条に次の 3 項を加える。

- 2 この条例において「社会的障壁」とは、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 この条例において「合理的配慮」とは、ろう者が現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、ろう者の権利利益を侵害することとならないよう、当該ろう者の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- 4 この条例において「事業者等」とは、市内において事務又は事業を行う事業者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。）その他の団体をいう。

第3条中「以外の者」を「以外のもの」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「事業者」を「事業者等」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条（見出しを含む。）中「事業者」を「事業者等」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（合理的配慮）

第7条 市は、ろう者に対し、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮を提供しなければならない。

2 市は、事業者等がろう者に対して合理的配慮を提供するに当たり必要な情報の提供、相談及び助言をしなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

姫路市条例第 58 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例（平成 23 年姫路市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (5) 第 6 条の規定による申請の時ににおいて市内に住所を有する者又は本市と播磨圏域連携中枢都市圏に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項に規定する連携協約を締結した市町の区域内に住所を有する者であること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う奨励金の申請について適用し、施行日前に行った奨励金の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に姫路市臨床研修医奨励金の貸与に関する条例第 6 条の規定による申請を行ったことがある者については、施行日から令和 10 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の第 3 条第 5 号の規定は、適用しない。

姫路市条例第 59 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び
姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を
定める条例及び姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を改
正する条例

(姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条
例（平成 30 年姫路市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 6 号中「第 2 条第 17 項」を「第 2 条第 18 項」に改める。

(姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年姫路市条例第 7 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 71 号中「第 14 条第 15 項」を「第 14 条第 13 項」に改める。

第 3 条 姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 71 号中「第 14 条第 13 項」を「第 14 条第 14 項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行
する。

- (1) 第 1 条の規定 令和 7 年 11 月 20 日
- (2) 第 2 条の規定 令和 8 年 5 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す

る法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 3 号に掲
げる規定の施行の日

姫路市条例第 60 号
令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例
姫路市営住宅管理条例（平成 9 年姫路市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中

唐端住宅	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 6 7 番地	を
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 7 5 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 8 1 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 9 3 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 9 9 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 1 0 3 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 1 0 7 番地	

唐端住宅	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 6 7 番地	に、
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 7 5 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 8 1 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 9 3 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 9 9 番地	
	姫路市飾東町夕陽ヶ丘 1 0 3 番地	

「

豊岡住宅	姫路市夢前町前之庄 4 3 5 9 番地 1
	姫路市夢前町前之庄 4 3 6 3 番地

」を

「

豊岡住宅	姫路市夢前町前之庄 4 3 5 9 番地 1
------	------------------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

姫路市条例第 61 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年姫路市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 2 号中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

姫路市条例第 62 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 41 年姫路市条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

「
別表中

姫路市本町 68 番地 68

 を

姫路市神屋町 178 番地

 に改める。
」

附 則

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

姫路市条例第 63 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年姫路市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 第 1 項中「除く」の次に「。次項において同じ」を、「勤務時間の」次に「全部又は」を加え、同条第 2 項中「1 日につき 2 時間（短時間勤務職員については、当該短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間）を超えない」を「、委員会規則で定める 1 年の期間ごとに、委員会規則で定めるところにより職員が申出をした次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1 日につき 2 時間（短時間勤務職員にあつては、当該短時間勤務職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間）を超えない範囲内

- (2) 1 年につき委員会規則で定める時間を超えない範囲内

附 則

この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

姫路市条例第 64 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市立学校条例の一部を改正する条例

第 1 条 姫路市立学校条例（昭和 39 年姫路市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「姫路市立飾磨高等学校 姫路市飾磨区妻鹿 672 番地」を
「姫路市立飾磨高等学校 姫路市飾磨区妻鹿 672 番地
姫路市立高等学校 姫路市辻井九丁目 1 番 10 号」に改める。

第 2 条 姫路市立学校条例の一部を次のように改正する。

「姫路市立姫路高等学校 姫路市辻井九丁目 1 番 10 号
別表第 2 中 姫路市立琴丘高等学校 姫路市今宿 668 番地 を削る。
姫路市立飾磨高等学校 姫路市飾磨区妻鹿 672 番地」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 1 月 1 日から、第 2 条及び次項の規定は令和 10 年 4 月 1 日から施行する。

（姫路市立学校目的外使用条例の一部改正）

- 2 姫路市立学校目的外使用条例（昭和 23 年姫路市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「姫路高等学校音楽ホール」を「姫路市立高等学校音楽ホール」に改める。

姫路市条例第 65 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例を公布する。

姫路市立遊漁センター条例を廃止する条例

姫路市立遊漁センター条例（昭和 55 年姫路市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の姫路市立遊漁センター条例第 12 条第 1 項の規定により指定された指定管理者（以下「施行日前の指定管理者」という。）に係る同条例第 15 条に規定する施行日前の指定管理者の役員及び職員であつた者に係る秘密を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

姫路市条例第 66 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例を廃止する条例を公布する。

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例を廃止する条例

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺条例（平成 18 年姫路市条例第 59 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の姫路市立グリーンステーション
鹿ケ壺条例第 20 条第 1 項の規定により指定された指定管理者（以下「施行日前の
指定管理者」という。）に係る同条例第 22 条に規定する事業報告書を提出しなけ
ればならない義務並びに施行日前の指定管理者の役員及び職員であった者に係る同
条例第 23 条に規定する秘密を他に漏らしてはならない義務については、なお従前
の例による。

姫路市規則第 48 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和 32 年姫路市規則第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 16 条」を「第 27 条」に改める。

第 5 条の 2、第 6 条、第 7 条の前の見出し及び同条から第 10 条までを削る。

第 5 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（年度経過等による区分）」を付し、同条第 1 項中「旅行中」を「移動中」に、「若しくは旅行者の昇任又は降任等により、鉄道賃、船賃又は車賃」を「、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）」に、「計算する」を「算定する」に、「区分すべき事由の生じたときから」を「、年度の経過、職務の級の変更等の後に」に、「到着地」を「目的地」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 14 条とし、同条の前に次の 7 条を加える。

（宿泊費基準額）

第 7 条 条例第 13 条に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第 13 条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、出張命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 宿泊費を徴する研修等のための宿泊施設又は会議、講演会等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(宿泊手当の定額等)

第8条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 前2項の規定にかかわらず、旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第9条 条例第17条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額（当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額）を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(退職者等の旅費の細則)

第10条 条例第21条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が特別職の職員で常勤のものであった場合には、当該者。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（遺族等の旅費の細則）

第11条 条例第22条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（通勤手当との調整）

第12条 旅行者が姫路市職員給与条例（昭和29年条例第18号）第8条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。

）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

（在勤庁等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第13条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は出張命令権者が認める場合には、住所、居所その他出張命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

第2条から第4条までを削る。

第1条の4の見出しを「（航空賃に係る航空機）」に改め、同条中「条例第4条の2」を「条例第11条第1項」に、「場合は、次に掲げるとおり」を「ものは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの」に改め、同条各号を削り、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（船賃に係る船舶）

第5条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

第1条の3を削る。

第1条の2の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（鉄道賃に係る鉄道）」を付し、同条第1項中「急行料金」を「条例第9条第1項に規定する規則で定めるもの」に、「一の急行券の有効区間ごとに計算する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの
第1条の2第2項を削り、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第3条に規定する規則で定める場合等)

第3条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合
- (2) 条例第3条第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第17条、第19条第1項及び第21条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合

2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第24条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第7条、第13条、第14条及び第17条から第19条までの規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の出張命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして出張命令権者が認めた額

3 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができな

い事情

- (2) 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

4 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

第14条の次に次の1条を加える。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則の次に次の別表を加える

別表（第7条関係）

区分		宿泊基準額（1夜につき）
1級	市長、副市長、教育長又は常勤の監査委員の職にある者	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号の表の区分の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の指定職職員等の欄に定める額
2級	1級の項に掲げる者以外の者	国家公務員等の旅費支給規程別表第2第1号の表の区分の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の姫路市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

姫路市規則第 49 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 19 年姫路市規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 4 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（子育て部分休業）」を付し、同条第 1 項第 3 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、同条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 22 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

第 22 条の 5 条例第 14 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる時間に係る同条第 1 項に規定する子育て部分休業（以下「第 1 号子育て部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

2 第 24 条の規定による育児時間の承認又は第 25 条第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第 1 号子育て部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間の承認又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間で行うものとする。

3 非常勤職員（前条第 3 号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が第 24 条の規定による育児時間の承認又は第 25 条第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある場合にあつては、当該時間を超え

ない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）の時間で行うものとする。

第22条の6 条例第14条の3第2項第2号に掲げる時間に係る同条第1項に規定する子育て部分休業（以下「第2号子育て部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号子育て部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第22条の7 条例第14条の3第2項の規則で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第22条の8 条例第14条の3第2項第2号の規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

第25条の見出し中「請求」を「承認」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の子育て部分休業の承認を受けようとする職員は、第22条の7で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、第1号子育て部分休業又は第2号子育て部分休業のいずれの子育て部分休業の承認を受けるかを任命権者に申し出るものとする。

4 前項の規定による申出をした職員は、次に掲げるいずれかの特別の事情がある場合であって、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- (1) 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
- (2) 配偶者と別居した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、前項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じた場合

第25条の2の見出し中「承認の失効及び」を削り、同条中「承認の失効及び」を削り、「育休条例第26条第1項に規定する第1号部分休業の例による」を「職員が前条第4項の規定による変更をしたときとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間における姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年姫路市条例第38号）第14条の3第2項第2号に掲げる時間に係る子育て部分休業の承認を受けようとする場合におけるこの規則による改正後の第22条の8の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「32時間30分」と、同条第2号中「10を乗じて得た時間」とあるのは「4.2を乗じて得た時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てて得た時間）」とする。

姫路市規則第 50 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立遊漁センター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

姫路市立遊漁センター条例施行規則を廃止する規則

姫路市立遊漁センター条例施行規則（昭和 55 年姫路市規則第 57 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

姫路市規則第 51 号

令和 7 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例施行規則を廃止する規則を公布する。

姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例施行規則を廃止する規則

姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例施行規則（平成 18 年姫路市規則第 36 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

姫路市告示第 502号
令和 7年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

放置自転車等の移送及び保管について

姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和63年姫路市条例第3号）第11条及び第12条の規定により、自転車及び原動機付自転車（以下「原付」という。）を移送し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和63年姫路市規則第45号）第5条に定める事項を告示する。

記

1 移送した理由

放置禁止区域内に放置されていたため、放置準禁止区域内において放置を禁止されている時間内に放置されていたため又は放置禁止区域若しくは放置準禁止区域以外の区域（以下「その他区域」という。）に放置されており、市長が良好な生活環境が確保されないと認めたため。

2 移送日等

移 送 日	放 置 場 所	移 送 台 数（台）		
		自 転 車	原 付	計
9月 2日（火）	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
9月 3日（水）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
9月 4日（木）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
9月 5日（金）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
9月 6日（土）	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
9月 7日（日）	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2

	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	6	0	6
9月 9日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	7	0	7
9月 10日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
9月 11日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	1	4
9月 12日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
9月 13日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
9月 14日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
9月 16日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	4	0	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	5	0	5
9月 17日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
9月 18日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	4	0	4
9月 19日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	9	0	9
9月 20日 (土)	姫路駅周辺等放置禁止区域	3	1	4
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	1	0	1
9月 21日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0

	その他区域	4	0	4
9月 23日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
8月 24日 (水)	姫路駅周辺等放置禁止区域	2	0	2
	姫路駅周辺放置準禁止区域	2	0	2
	その他区域	8	0	8
9月 25日 (木)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	3	0	3
9月 26日 (金)	姫路駅周辺等放置禁止区域	5	0	5
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
9月 28日 (日)	姫路駅周辺等放置禁止区域	0	0	0
	姫路駅周辺放置準禁止区域	0	0	0
	その他区域	2	0	2
9月 30日 (火)	姫路駅周辺等放置禁止区域	1	0	1
	姫路駅周辺放置準禁止区域	1	0	1
	その他区域	3	0	3

3 保管期間

移送後60日

4 保管場所

姫路市南条三丁目（姫路バイパス高架下）

電話 288-4720

5 返還時間

保管期間中（月曜日、12月29日から1月3日を除く。）の午前9時から午後6時まで

6 返還を受けるための必要事項

（1） 鍵及び住所氏名を明らかにできるものを持参すること。

（2） 移送保管料として自転車1台につき2,500円、原動機付自転車1台につき5,000円を納入すること（その他区域から移送したものについては不要）。

7 問合せ先

姫路市建設局道路管理部道路総務課

電話 221-2608

姫路市告示第 503号

令和 7年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	株式会社シャイニー 姫路市飾磨区加茂215番地29
	事業所の名称及び 所在地	やまさん家の学校 姫路市網干区興浜907番地216
	指定年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	生活介護（共生型）
	指定事業所番号	2814004244
2	事業者の名称及び 所在地	株式会社姫路産業 姫路市余部区上余部898番地1
	事業所の名称及び 所在地	七色 姫路市網干区垣内中町294番地 ウェストハウスⅡ 1A
	指定年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	居宅介護、重度訪問介護
	指定事業所番号	2814004251

3	事業者の名称及び 所在地	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
	事業所の名称及び 所在地	ニチイケアセンター香寺 姫路市香寺町中屋25番地3 FKS香呂フロン ト101号室
	指定年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	居宅介護、重度訪問介護
	指定事業所番号	2814004269

姫路市告示第 504号

令和 7年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定地域生活支援サービス事業者の指定について

姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）第12条第1項の指定地域生活支援サービス事業者を指定したので、同要綱第23条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	リトルバード株式会社 大阪府岸和田市上松町2丁目1番16号
	事業所の名称及び 所在地	リトルバード堺訪問入浴センター 大阪府堺市堺区向陵西町四丁1番6号
	指定年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	訪問入浴サービス事業
	指定事業所番号	2864002387

姫路市告示第 505号

令和 7年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定障害福祉サービス事業者の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による届出があったので、同法第51条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	株式会社EKUBO 姫路市広畑区蒲田五丁目165番地1
	事業所の名称及び 所在地	ヘルパーステーション笑くぼ 姫路市広畑区蒲田五丁目165番地1
	廃止年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
	指定事業所番号	2814003477
2	事業者の名称及び 所在地	特定非営利活動法人色えんぴつ 姫路市砥堀1331番地3
	事業所の名称及び 所在地	グループホーム色えんぴつ 姫路市砥堀1331番地3
	廃止年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	短期入所
	指定事業所番号	2814004152

3	事業者の名称及び 所在地	特定非営利活動法人色えんぴつ 姫路市砥堀 1 3 3 1 番地 3
	事業所の名称及び 所在地	グループホーム色えんぴつ 姫路市砥堀 1 3 3 1 番地 3
	廃止年月日	令和 7 年（2025年） 1 0 月 1 日
	指定事業の種類	共同生活援助（介護サービス包括型）
	指定事業所番号	2 8 2 4 0 0 0 4 7 1

姫路市告示第 506号

令和 7年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定地域生活支援サービス事業者の廃止について

姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）第19条第2項の規定による届出があったので、同要綱第23条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称及び 所在地	一般社団法人 ひやくふく 揖保郡太子町老原578番地8 リバティハウス 101
	事業所の名称及び 所在地	訪問介護事業所 栞音 揖保郡太子町鵜60-3
	廃止年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	移動支援事業
	指定事業所番号	2864002007
2	事業者の名称及び 所在地	特定非営利活動法人色えんぴつ 姫路市砥堀1331番地3
	事業所の名称及び 所在地	ケア&サポート色えんぴつ 姫路市白国四丁目2番20号 ピュアハイツ20 1号
	廃止年月日	令和7年（2025年）10月1日
	指定事業の種類	移動支援事業

	指定事業所番号	2 8 6 4 0 0 2 0 3 1
3	事業者の名称及び 所在地	株式会社E K U B O 姫路市広畑区蒲田五丁目 1 6 5 番地 1
	事業所の名称及び 所在地	ヘルパーステーション笑くぼ 姫路市広畑区蒲田五丁目 1 6 5 番地 1
	廃止年月日	令和 7 年（2025年） 1 0 月 1 日
	指定事業の種類	移動支援事業
	指定事業所番号	2 8 6 4 0 0 2 1 1 4

姫路市公告第 573号

令和 7年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき同法第86条第2項の規定による認定の取消しを行ったので、同法第86条の5第4項の規定により下記のとおりその旨を公告する。

記

公告認定取消し対象区域

（１）場 所 姫路市庄田字寺裏86番1並びに字セウ田85番1並びに北条宮の町631番1

（２）面 積 8,367.25平方メートル

姫路市公告第 574号
令和 7年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、下記の一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として総合的見地からした設計によって、当該一の敷地内にあるものとみなされる建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同法同条第8項の規定によりその旨を公告する。

記

1 認定区域

（1）場 所 姫路市庄田字寺裏86番1並びに字セウ田85番1並びに北条宮の町631番1

（2）面 積 8,367.25平方メートル

2 対象区域等を縦覧に供する場所

姫路市安田四丁目1番地 姫路市都市局まちづくり部建築指導課